

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

可視化法成立!!～新時代の弁護実践～

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

ついに被疑者取調べの全過程録音・録画を義務付ける可視化法(刑訴法301条の2)が成立した。本号から始まる連載では、可視化法についての条文解釈、具体的弁護実践を紹介する。

1. はじめに

2016年5月24日、刑事訴訟法の一部を改正する法案が衆議院で可決され、成立した。戦後日本の刑事司法にとって歴史的な日となるであろう。これまで閉ざされ続けてきた密室に、ようやく「制度として」の光が入るのである。その一筋の光を、全てを照らし出す太陽の光とするのか、時に真実をも隠す月の光に止まらせるのか。その未来は、我々刑事弁護人に委ねられた。

弁護実践によって、制度をさらによりよいものしていかなければならない。これからが正に正念場なのである。

2. 法律の概要

(1) 条文の記載

本稿においては、まず簡単に改正刑訴法301条の2(以下、単に「可視化法」という)について、その概要を俯瞰したい。条文配置の是非(なぜ取調べ規定である198条付近ではないのか)、詳細な条文解釈や弁護実践については、次号以降で確認していきたい。まずは、条文全体を示す。

刑事訴訟法第301条の2

1 次に掲げる事件については、検察官は、第322条第1項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第198条第1項の規定による取調べ(逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第3項において同じ。)又は第203条第1項、第204条第1項若しくは第205条第1項(第211条及び第216条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第3項において同じ。)の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第4項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- 二 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件
- 三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件(前2号に掲げるものを除く。)

2 検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁

判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

- 3 前2項の規定は、第1項各号に掲げる事件について、第324条第1項において準用する第322条第1項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第198条第1項の規定による取調べ又は第203条第1項、第204条第1項若しくは第205条第1項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに関し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。
- 4 検察官又は検察事務官は、第1項各号に掲げる事件（同項第3号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第198条第1項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第204条第1項若しくは第205条第1項（第211条及び第216条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第1項第1号又は第2号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第198条第1項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第203条第1項（第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。
 - 一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
 - 二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
 - 三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。
 - 四 前2号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(2) 条文の概要

本条は、刑訴法301条の2として、4項からなる条文として新設された。

各項の配置はいびつである。第4項は、捜査機関の行為規範として、録音・録画義務を正面から定める、いわば可視化法の総則的規定である。し

かし、その総則的規定である第4項が、条文の最も後ろに回されている。他方、条文の顔ともいべき第1項は、公判における証拠規定として任意性が争われた場合の検察官の証拠請求義務を定めており、評価規範的な条文が前面にでていこととなる。この関係は一種のねじれ構造といえよう。

本条は、第1項において、全過程の録音・録画を義務付ける対象事件を定めると同時に、検察官が被告人の供述調書等を法322条に基づいて証拠請求する場合に、弁護人がその任意性に疑いがあることを理由に証拠採用に異議を述べたときには、第4項に基づき記録された取調べの記録媒体を証拠請求しなければならないことが定められている。本項の解釈問題としては、「当該事件についての第198条第1項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。）」との記載の意味合いが、いかなる範囲を指すのか、つまり起訴後勾留時の（形式上の）任意取調べも含むかが問題となろう。また、「当該書面が作成された取調べ…の開始から終了に至るまでの間における…記録媒体の取調べを請求しなければならない。」とされており、当該取調べの「開始から終了まで」がどの部分なのか（つまり、署名押印した取調べの開始なのか、一日の取調べの開始なのか、身体拘束の開始なのか）も問題となろう。

次に、第2項においては、第1項の証拠請求義務が果たされない場合（すなわち、記録媒体がない＝録音・録画をしていない場合）に、証拠調べ請求を却下しなければならないという録音・録画不実施に対するサンクションが定められている。

さらに、第3項においては、法324条に基づく被告人の供述を聞いた取調官の証人尋問においても、第1項、2項及び4項の適用があることを明示している。

最後に、第4項においては、第1項で定められた対象事件における録音・録画義務の例外事由を定めている。そこでは、大きく①機械の故障等による物理的支障があるとき（1号）、②暴力団構成員による犯罪にかかるものに該当するとき（3号）、③供述者の供述困難な態度が認められるとき（2号及び4号）、という3つの例外事由が定められている。

このように本条は、第4項に取調べの録音・録画の義務規定を置き（ただし、例外事由を含む）、第1項において第4項により録音・録画された記録媒体の証拠請求義務及び対象事件を限定し、第2項ではその帰結としての却下義務を定めている。

なお、本条は公布から3年以内の政令で定める日に施行される。そのため、即座に本条が適用されるわけではないが、実務運用は施行後に準じる形で運用される可能性が高く、かつそうでなければならぬ。

次号では、各条文の詳細な解釈を述べる。

〈会務報告書の取扱い変更のお知らせ〉

「会務報告書」配布のとりやめと会員専用HPへの掲載について

会員の皆様に、毎年度、配布してました『会務報告書』につきましては、平成28年度から配布をとりやめ、当会ホームページ 会員専用サイトへの掲載に切り替えをさせていただきましたので、お知らせいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

『会務報告書掲載』サイトへのアクセス方法について

『大阪弁護士会 会員専用サイト』にアクセス⇒『書式・資料』⇒『▼資料』⇒『会務報告書』